

令和3年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長）

要望元：理財局総務課たばこ塩事業室

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		紙巻たばこ（2402.20-000）								
改正要望の内容		関税暫定措置法による暫定税率の適用期間の延長								
税番	統計 細分	品目	改正前税率			改正後税率			WTO 譲許税率	備考
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠		
2402.20	000	紙巻たばこ	8.5% + 290.7 円/千 本	無税		8.5% + 290.7 円/千 本	無税		8.5% + 290.7円/ 千本	
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		<ul style="list-style-type: none"> ○ 施行期日：令和3年4月1日 ○ 適用期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日 								
改正を要望する品目又は 制度をめぐる状況		<p>① 現状 紙巻たばこの原料となる葉たばこについては、国産葉たばこの価格は現在も国際価格に比して高く、国産葉たばこの全量買取りを義務付けられた日本たばこ産業株式会社は製造コストにおいて外国メーカーに対して不利な状況となっている。</p> <p>② 問題点 ①現状のとおり、国産葉たばこについては価格面において、国際競争力が乏しいことが問題点となっている。</p>								
改正の必要性と目的達成の見通し		<p>① 改正の方向性 昭和61年の日米たばこ協議において、製造独占を維持する一方で、暫定税率による無税措置を講じることとしたものであり、当該措置を延長することにより、たばこ事業法に基づく、日本たばこ産業株式会社による国産葉たばこの全量買取り及び同社による製造独占を維持できる。これにより、我が国たばこ産業に与える影響に応じて適切に対処できる枠組みを確保できる。</p> <p>② 改正目的達成予定時期 葉たばこ農家を含む我が国たばこ産業の国際競争力が十分に確立するまでの間、暫定無税による措置を講じる必要がある。</p>								
改正の効果と妥当性		<p>① 改正によって期待される効果 日米たばこ協議の合意事項を担保できることとなる。</p> <p>② 改正によって生じうる影響 特になし。</p> <p>③ 改正の妥当性 葉たばこ農家の保護を行う必要があることから、改正を行う必要がある。</p>								

政策評価・関連措置	<p>① 本要望に関連する政策評価 財務省の政策評価において、たばこ事業の適切な運営と管理・監督（たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約等に係る国内措置に関する取組）に記載。</p> <p>② 当該政策評価の結果と改正の関係 政策評価の結果において、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約等に係る国内措置の円滑な実施に適切に対応」と記載があり、この一環として改正を行っているところ。</p> <p>③ 政府方針と改正の関係 日米たばこ協議の合意事項を担保できることとなる。</p> <p>④ 関連措置 たばこ事業法の規定に基づき紙巻たばこの原料となる葉たばこについて、日本たばこ産業株式会社に全量買取りを義務付けることで、国産葉たばこ農家の保護が図られている。</p>

○ 改正経緯

これまでの改正状況	昭和 62 年 4 月 1 日より暫定税率を導入、以降は毎年改正。
措置による効果	「改正の効果と妥当性」と同じ。